

2021年6月3日

苫小牧市
市長 岩倉 博文 殿

私鉄総連北海道地方労働組合
執行委員長 岡塚 光男

私鉄総連道南バス支部
執行委員長 工藤 幹彦

公共交通の維持・活性化に向けた要請

公共交通の発展に対する貴職のご尽力に心から敬意を表します。

公共交通を取り巻く状況は、超少子高齢化社会が進展し、都市一極集中と地方の過疎化が続くなか、さまざまな課題が山積しています。こうしたなか、地域公共交通活性化再生法が改正され、交通空白地帯の解消、日常生活に係る交通の確保、バリアフリー対応などの施策をより前進させていく必要があると考えます。

鉄軌道・バス・ハイタクなどの各公共交通機関がそれぞれの特性を発揮し、有効に活用されることは、利用者利便の向上や地域経済の活性化につながります。さらに地球環境にも優しい地域社会の実現にも貢献します。

私たちは、利用者の立場に立った公共交通の活性化とともに、地域に根ざした交通政策の実現に向け、自治体や行政が進める施策に積極的に協力していきます。

つきましては、苫小牧市におかれましても、私どもの要請の趣旨をご理解いただき、下記の項目に関して特段のご配慮をお願いします。

記

1. 新型コロナウイルス感染症対策

新型コロナウイルス感染症の影響から厳しい状況に置かれる地域公共交通に対する支援の拡充

2. 公共交通の維持・活性化

- (1) 交通政策基本計画に基づく施策の推進、改正地域公共交通活性化再生法に基づく地域公共交通計画の策定(自家用有償輸送を活用する場合、交通空白地域に限定すること)
- (2) 持続可能な地域公共交通の実現のためクリームスキミング的な新規参入の防止
- (3) 「地域公共交通確保維持改善事業」を活用する各事業に対する地方自治体の支援(従来
の協調補助に相当以上の支援)
- (4) 観光振興対策の強化(多言語対応案内表示やバス・タクシー乗り場整備、交通系ICカ
ード導入・システム更新への支援など)
- (5) 公共交通に関わる防災・減災対策の強化と、乗務員の安全を十分に担保した災害発生時
の交通確保計画・避難対応マニュアルの整備

- (6) 地方自治体の交通計画策定などを盛り込んだ交通政策基本法に基づく条例の制定
- (7) 対象事業に委託バス輸送を含む公契約条例の制定
- (8) 障がい者の公共交通利用に対する地方自治体から事業者に対する支援(運賃割引、バリアフリー化促進)
- (9) カスタマーハラスメント対策や第三者暴力行為の防止等の防犯体制の強化

3. バス関係

- (1) 既存バス事業者を基軸にした自治体単独補助の拡充と予算の確保
- (2) 生活交通の確保をめざす「地域公共交通会議」の慎重協議と全会一致の合意
- (3) 自治体運営のコミュニティバス等に関わる事業者選定にあたって、国交省が示した「コミュニティバス導入にあたってのガイドライン(国土交通省 2009 年 12 月 18 日発)」の趣旨の徹底
- (4) 改正地域公共交通活性化再生法に基づくバス路線網整備と利用促進
- (5) 自治体・教育委員会による貸切バス事業者の選定にあたって、「輸送の安全を確保するための貸切バス選定・利用ガイドライン」(国土交通省 2012 年 6 月 29 日発・2014 年 4 月一部改正)の趣旨の徹底

以 上